

指定訪問介護
重要事項説明書

指定訪問介護重要事項説明書

1 サービス提供方針

事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

(1)在宅生活を支援します。

サービスの提供にあたっては、ご利用者の心身の状況や環境等に応じて、可能な限り
住み慣れた地域で自立した日常生活を営むこと及びご家族の負担を軽減することを目
標に身体の介護、生活支援、通院等乗降介助、その他必要な援助を行います。

(2)他業者との連携に努めます。

事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保険・医療・福祉サービス・ボラン
ティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めます。

(3)資質向上に努めます。

事業者は、従業員の質的向上を図るための研修を採用時に実施し、定期研修を年1
回以上設けるものとし、業務体制を整備します。

2 事業所の概要

事業所	NPO法人福祉グループ西船コアラ
所在地	千葉県船橋市行田3丁目10番45-112号
提供サービス及び 介護保険事業所指定番号	指定訪問介護 千葉県 1270910605
管理者 サービス提供責任者	植草 友美
電話番号	047-413-6793
FAX番号	050-4560-5497
通常のサービス提供地域	船橋市、市川市、松戸市

3 営業日及び営業時間

営業日・営業時間	定休日
月・火・水・木・金・土 午前8時～午後6時	日・祝 (FAXは24時間受付)
※お盆・年末年始は休日の扱いとなります。 お盆(8月13日～16日) 年末年始(12月29日～1月5日)※年によって異なります	

その他の時間帯についてのご希望はご相談下さい。

4 事業所の職員体制

職種		従事するサービス内容	人員
管理者		管理者は、業務の管理を一元的に行います。	1名(常勤勤務)
サービス提供責任者		利用申し込みに係る調整 訪問介護員への技術指導 訪問介護計画の作成 訪問介護の提供	1名
訪問 介 護 員	実務者研修	訪問介護の提供	1名
	初任者研修		2名

5 サービス内容について

訪問介護サービス・通院等乗降介助サービスは、「居宅サービス計画(ケアプラン)」に沿って、あらかじめ指定された曜日・時間帯に応じて下記のサービス内容区分よりサービスを提供します。

(1) サービス内容区分

身 体 介 護		生 活 支 援	通院等乗降介助
①起床介助	⑧食事介助	①調理	①通院
②就寝介助	⑨体位交換	②洗濯	②公的機関
③排泄介助	⑩服薬管理	③住居の掃除・整理整頓	③選挙
④衣類の着脱	⑪外出介助	④買い物	④施設の入所を前提にした見学。
⑤整容介助	⑫その他	⑤薬の受け取り	⑤入院・退院
⑥身体の清拭・洗髪介助	()	⑥衣類の入れ替え等	
⑦入浴介助		⑦その他()	

(2) 訪問介護計画書

サービスの詳細については、「訪問介護計画書」により、ご利用者のご希望を確認したうえで実施します。

6 サービス提供責任者及び訪問介護員について

(1) サービス提供責任者の選任

事業所は、サービス提供責任者を選任し、適切な訪問介護が提供できるように努めます。

(2) 身分証明書の携帯

事業所は、サービス提供責任者及び訪問介護員に身分証明書を常時携帯させ、ご利用者又はその家族から提示を求められた場合は、これを提示することとします。

(3) サービス提供責任者の変更

サービス提供責任者が、事業所の都合により変更する場合は、速やかにご連絡致します。

7 ご利用料金について

(1) サービス利用料

サービス利用料の額は、介護保険関係法令に基づく金額です。別紙「介護報酬に係る費用等一覧(抜粋)」のとおりです。

(2) 利用者負担金

ご利用者から頂く利用者負担金は、別紙「サービスご利用料金見積書(概算)」のとおりです。(通常、サービス利用料金の一割です。)

(3) キャンセル料について

当日キャンセルの場合、キャンセル料が発生いたします。

透析患者様の定期送迎キャンセルに関しては原則2週間前までにお申し出ください。

(突然の入院などの場合は例外とする)

(4) 待機時の料金について

待機のご指示があった場合や、往復のご利用で、ドライバーがその時間を他のサービスに充てることができない場合、待機料金が発生します。※ほかのご利用者様の送迎もあり、復路に関しては長くお待たせすることがあります。往復のご利用の場合、復路もご予約いただくとスムーズにご案内できる可能性があります。もしくはご用事が短時間の場合は1台を待機させておくとスムーズです。

(5) 償還払いについて

居宅介護サービス計画を作成しない場合や、介護保険料滞納による給付制限が生じた場合においては、一旦利用料金の全額(10割)をお支払い頂き、その後区役所に対して保険給付分を請求して下さい。

(6) 全額自己負担について

ご利用頂いた訪問介護サービスが、居宅介護サービス計画の限度額を超えてしまう場合には、利用料金の全額(10割)をお支払い頂くことがあります。

(7) お支払い方法について

利用者負担金のお支払いは、現金・クレジットカード・交通系ICのいずれかでお支払

いただきます。（詳細は担当者へお問合せください）

(8) 交通費について

ヘルパーがご利用者宅にお伺いするのに必要な交通費についてはお支払い頂く必要はありません。ただし、買い物や通院介助等のヘルパーの交通費等、サービス提供に係る直接経費については、その都度ヘルパーに実費をお支払い下さい。

8 緊急時(事故や体調急変時)の対応について

サービス提供にあたり、事故や体調の急変など緊急時には、ご家族・主治医・救急医療機関・介護支援専門員等に連絡します。

9 個人情報の保護(守秘義務)について

事業所及びその従業員は、業務上知り得たご利用者の皆様やご家族の個人情報は契約中だけでなく契約が終了した後も保持します。(退職後も同様とします。)

10 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情については、担当職員のほか、次の窓口で対応します。

(1) 事業所相談・苦情窓口

連絡先	電話 047-413-6793 FAX 050-4560-5497
担当者	担当者 植草友美 責任者 植草友美
対応時間	月曜日～土曜日 午前8時から午後5時 年末年始・お盆休みは休日です。
その他	相談・苦情については、管理者及び担当者が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「相談記録」を作成し、責任者及び担当者に引き継ぎします。

(2) 公的機関においても苦情相談などができます。

ア 市役所

船橋市介護保険課	電話047-436-2302 FAX047-436-3307
市川市介護保険課	電話047-712-8540 FAX047-712-8733
松戸市介護保険課	電話047-366-7370 FAX047-363-4008
対応時間	午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 1 5 分 (土日祭日年末年始は除く)

イ 千葉県国民健康保険団体連合会(国保連)

連絡先	電話043-254-7318
対応時間	午前 9 時から午後 5 時まで(土日祭日年末年始は除く)

11 損害賠償について

サービス提供にあたって、ヘルパー等が故意または過失により、ご利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、故意又は過失によらない場合にはこの限りではありません。

12 運営法人の概要

名称	NPO法人福祉グループ西船コアラ
代表者名	植草友美
所在地	千葉県船橋市行田3丁目10番45-112号
電話番号	047-413-6793
FAX番号	050-4560-5497
事業実施の概要	訪問介護事業・通院等乗降介助・介護タクシー事業
その他	

13 第三者評価の実施状況

実施の有無	なし（実施しておりません）
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—

14 その他

この重要事項説明書の内容は令和7年2月1日のものです。